

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
により追加される政省令事項について

平成17年5月

厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部

条項	該当箇所	内 容
第49条第1項 第5号関係	厚生労働省令で定める 身体障害者(重度障害 者等通勤対策助成金の 支給対象である身体障 害者の範囲)	重度障害者等通勤対策助成金の支給対象である身体 障害者の範囲を定める。
第51条第1項 (第49条第1 項第2号関係)	厚生労働省令で定める 支給要件、支給額その 他の支給の基準(障害 者作業施設設置等助成 金の支給基準)※	中途障害者作業施設設置等助成金を障害者作業施設 設置等助成金に統合することに伴い、支給基準を改正 する。
第51条第1項 (第49条第1 項第4号関係)	厚生労働省令で定める 支給要件、支給額その 他の支給の基準(障害 者介助等助成金の支給 基準)※	重度中途障害者等職場適応助成金を障害者介助等助 成金に統合することに伴い、支給基準を改正する。
第51条第1項 (第49条第1 項第4号の2関 係)	厚生労働省令で定める 支給要件、支給額その 他の支給の基準(職場 適応援助者助成金の支 給基準)※	職場適応援助者助成金(ジョブコーチ助成金)を新設す ることに伴い、支給基準を定める。
第72条の6	厚生労働省令で定める 数(雇用率制度の適用 の際の、精神障害者で ある短時間労働者の算 定)	精神障害者である短時間労働者を、0.5人分と算定する ことと定める。

第74条第1項	<p>厚生労働省令で定める者(身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者の中、納付金事業(助成金等)の対象となる障害者の障害種別)</p> <p>厚生労働省令で定めるものに相当する業務(身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に対して行う納付金事業(助成金等)の種類)</p>	<p>納付金事業において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に対して、障害者雇用に関する研究・調査等の業務を実施すること ・ 発達障害者を対象として、職場適応援助者助成金(ジョブコーチ助成金)を支給すること <p>等を定める予定。</p>
第74条の2第2項	厚生労働省令で定めるところにより(在宅就業障害者特例調整金の支給申請手続)	申請期限、申請書等を定める。
第74条の2第3項第1号	厚生労働省令で定める場所(在宅就業支援の対象となる障害者の就業場所)	障害者の就業のために配慮された場所を想定。
第74条の2第3項第3号	政令で定める額(在宅就業単位調整額)	在宅就業障害者特例調整金の単価を定める。
第74条の2第3項第4号	政令で定める月数(評価基準月数)	評価額の算定に用いるため、在宅就業障害者の就業機会の確保に資する程度等を勘案した月数を定める。
第74条の2第3項第5号	政令で定める額(評価額の算定に用いる月額)	評価額の算定に用いるため、障害者の雇用1人分に相当する金額(月額)を定める。
第74条の3第4項	厚生労働省令で定める(在宅就業支援団体の登録手続)	提出書類等を定める。
第74条の3第6項	政令で定める期間(在宅就業支援団体の登録更新の期間)	3年以内の適当な期間を想定。

第74条の3第8項	厚生労働省令で定めるところにより(在宅就業支援団体の発行する発注証明書の記載事項)	<ul style="list-style-type: none"> 企業からの受注をもとに、在宅就業支援団体が業務を発注した在宅就業障害者の氏名 当該発注に基づき在宅就業障害者に対して支払った金額等を想定。
第74条の3第9項	厚生労働省令で定める基準(在宅就業支援団体の業務運営基準)	<ul style="list-style-type: none"> 発注元企業と在宅就業支援団体間の契約及び在宅就業支援団体と在宅就業障害者間の契約に関する契約書の必須記載事項等 個人情報の保護、健康確保措置、能力開発機会の付与等を想定。
第74条の3第12項	厚生労働省令で定める事項(在宅就業支援団体の業務規程において定めておかなければならぬ事項)	業務の実施方法を定めなければならない旨等を定める。
第74条の3第13項	厚生労働省令で定めるところにより(在宅就業支援団体の業務の休止又は廃止の届出手続)	提出書類等を定める。
第74条の3第15項第3号	厚生労働省令で定める方法(在宅就業支援団体に対して財務諸表等の閲覧又は謄写の請求があった場合の、電磁的記録に記録された事項の表示方法)	電磁的記録に記録された事項の表示方法を定める。紙面又はパソコンの画面に表示する方法等を想定。
第74条の3第15項第4号	厚生労働省令で定めるもの(在宅就業支援団体に対して財務諸表等に関する事項の提供又は書面交付の請求があった場合の、電磁的記録に記録された事項の提供方法)	電磁的記録に記録された事項の提供方法を定める。メール又はフロッピーディスクにより提供すること等を想定。

第74条の3第19項	厚生労働省令で定めるところにより(在宅就業支援団体の帳簿の備付け方法) 厚生労働省令で定める事項(在宅就業支援団体が備え付ける帳簿の記載事項)	帳簿の保存期間等を定める。 在宅就業支援団体が発注を行った在宅就業障害者の氏名、在宅就業障害者への発注額等を定める予定。
第74条の3第21項	厚生労働省令で定めるところにより(在宅就業支援団体からの定期報告の手続) 厚生労働省令で定める事項(在宅就業支援団体の定期報告の内容)	報告期日等を定める。 支援の内容、利用障害者数、従事者数等を想定。
附則第4条第4項	厚生労働省令で定めるところにより(在宅就業障害者特例報奨金の支給申請手続)	申請期限、申請書等を定める。
附則第4条第5項第1号	厚生労働省令で定める額(在宅就業単位報奨額)	在宅就業障害者特例報奨金の単価を定める。

※本改正法案によって政省令委任規定を新設するものではないが、法律改正に伴って政省令の整備が必須であるものである。